

3 事業者等による動物の適正な取扱いの推進

(1) 動物取扱業への監視強化

- 事業者の資質向上を図り主体的な取組を促進するため、事業者を対象として定められた基準の遵守状況を評価する事業者評価制度を構築し、評価に応じた監視指導を行っています。
- 動物愛護相談センター等に苦情が寄せられた場合には、速やかに事実確認を行い、不適正であることを確認した場合は、事業者に対して指導等を実施するほか、インターネット販売広告等の情報も確認し、必要に応じて改善を指導しています。
- 不適正な事業者に対しては重点的な監視指導を行うとともに、指導によっても改善が見られないときは、改善勧告、改善命令、業務停止命令、登録取消しといった行政処分等も実施しています。
- 展示業者の登録取消処分を契機とした、いわゆる猫カフェ（展示業に該当）を対象とした一斉監視のほか、地震や台風等による災害発生を踏まえ、動物を多数飼養する保管業者及び販売業者に対する一斉監視を行っています。さらに、監視の結果を踏まえ、動物取扱業者向けの防災チラシを作成・配布し、事業者に対する啓発を実施しています。



動物取扱業者向け防災啓発チラシ

(2) 動物取扱業への指導事項の拡大

- 動物取扱責任者には、従業員等への適切な指示や動物の取扱い等の知識・技術の周知を担う重要な役割があります。動物取扱責任者研修では、最新の法令等に関する知識や社会的責務の周知に加え、動物由来感染症の専門家等を外部講師に活用し、カリキュラムの充実に努めています。
- 動物由来感染症の予防や動物の適正な管理に関して自主管理の導入を促すパンフレットを作成・配布し、動物取扱業者が遵守すべき法定事項に係る指導等を行っています。
- 平成26年度以降、第一種動物取扱業者に対し、販売業者、貸出業者又は展示業者における猫の夜間展示等に関する規制や幼齢の犬猫の販売日齢の制限等の内容について周知するとともに、監視時の指導等を徹底しています。
- 動物愛護相談センターが実施する講習会や見学実習などに、動物取扱業に従事する人材を養成する専門学校等の学生を受け入れています。



動物取扱責任者研修の様子



動物取扱業者向けチラシ
「動物愛護管理法改正」

(3) 特定動物飼養・保管許可及び適正飼養の徹底

- 特定動物は、人に危害を与えるおそれが高いため、施設の監視時や、動物取扱業者による販売時の事前説明等を通じて、飼い主に対し、飼養・保管許可の取得、施設基準の遵守、逸走防止措置、マイクロチップ等による個体識別並びに都への届出等を確実に実施するよう周知しています。

🍌 特定動物の飼養を検討している都民に対しては、安易な飼養を防止するため、許可申請の事前相談等の機会を通じて、許可制度の周知を徹底しています。

なお、令和元年の動物愛護管理法改正により、令和2年6月から愛玩目的での飼養・保管は禁止されました。令和2年5月末日までに愛玩目的での飼養・保管許可を取得している場合、同日時点で現に飼養・保管している個体に限り、飼養等を継続することが可能となっています。

🍌 特定動物の飼養・保管の許可を取得している者に対しては、毎年度、文書による飼養状況調査を実施しています。

🍌 特定動物による事故や無許可飼養事件の発生時には、立入検査を行うとともに、必要に応じて警察と連携して対応しています。特に、特定動物に該当する爬(は)虫類については、動物園等の施設だけではなく、一般家庭において飼養されている個体も多いことから、緊急監視等により、逸走防止等の管理の徹底について指導を行っています。

🍌 令和元年の動物愛護管理法改正により、特定動物が交雑することにより生じた動物(交雑種)が新たに規制対象となったことから、都民及び販売業者に対して新たな規制内容についてホームページ等で周知を行っています。

(4) 産業動物及び実験動物の適正な取扱いへの対応

🍌 化製場法の許可施設である畜舎に対しては、家畜防疫等の観点から、家畜保健衛生所等と連携し、動物の取扱いや施設の管理等に係る監視指導を行っています。

🍌 実験動物施設については、基本指針において、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」に基づく自主管理を基本として実験動物を取り扱うこととされています。

4 動物由来感染症・災害時への対応強化

(1) 動物由来感染症への対応強化

🌸 都は、感染症発生時に迅速に対応できるよう動物由来感染症関係局連絡調整会議を活用した連絡体制を構築するとともに、狂犬病発生時対応マニュアルを作成し、同マニュアルに基づく訓練を行っています。また、国からの通知に基づき、関係局及び東京都健康安全研究センターと協力して、野生動物における狂犬病調査を実施しています。



狂犬病発生時対応訓練の様子

- 🌸 飼養動物における動物由来感染症の発生状況を把握するため、東京都獣医師会の協力の下、動物病院における感染症の診断状況を把握するとともに、動物由来感染症を対象としたサンプリング調査などのモニタリングを行っています。
- 🌸 動物取扱業における動物由来感染症対策の一環として、都民に販売される動物や、都内動物園において来園者が触れ合うことが可能な動物を対象に病原体保有実態調査を実施することにより、動物取扱業者の自主管理の推進を図っています。
- 🌸 獣医学、医学等の専門家及び関係行政機関の職員で構成される動物由来感染症検討会において、動物由来感染症の調査の手法や成果等について検証し、その結果を調査計画の検討等に活かしています。あわせて、動物の取扱いや感染症の正しい知識について、パンフレットやホームページ等を活用した普及啓発を行っています。
- 🌸 獣医系大学と連携して、都民のほか、動物愛護団体や動物取扱業者、動物関連学校等を対象とした動物由来感染症に関するシンポジウムを開催しています。
- 🌸 「大学研究者による事業提案制度」による東京農工大学との連携事業（令和2年度～令和4年度）では、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）ウイルス等、動物由来感染症の病原体の検査法や、より効果的な消毒法の検討を進めています。

(2) 災害時の動物救護体制の充実

災害時の動物への対応は、飼い主による自助が基本であり、日頃からの災害に備えたペット用備蓄品の確保や避難ルートの確認、ペットの同行避難に必要なしつけや健康管理を行うなどの備えが重要です。このため、東京都獣医師会や区市町村等と協力して実施する総合防災訓練等において、飼い主に対して、災害に備えることの重要性等について啓発を行っています。



総合防災訓練における普及啓発

- 区市町村に対して、東京都地域防災計画や避難所管理運営の指針等を示し、区市町村における防災計画やマニュアルの整備等、動物救護体制に関する取組を推進するように働きかけています。
- 動物行政検討会では、災害時の対策の検討や情報交換を行い、その成果を災害時対策事例集としてとりまとめ、全区市町村へ配布しています。
- 令和元年に発生した台風第19号における区市町村の対応状況を踏まえ、避難所において飼養場所を設定するための留意点や関係者間で共有すべき情報など、風水害時を想定した具体的な対応策等を「災害時における動物愛護管理対応マニュアル」に盛り込み、各区市町村の防災計画の改定の参考となるよう情報提供を行っています。
- 新型コロナウイルス感染症により入院・宿泊療養が必要となった飼い主のペットについて、家族や友人、ペットホテル等の預かり先が見つからない場合、動物愛護相談センターにおいて緊急的にペットの一時預かりを実施しています。あわせて、新型コロナウイルス感染症の陽性患者のうち、軽症や無症状の方々を受け入れる、ペット同伴者用の療養施設を開設し、運営を行っています。
- 災害に備え、東京都獣医師会や関係団体など現地動物救援本部の構成団体と迅速かつ円滑に連絡を取り合う体制を構築する必要があることから、現地動物救援本部の各構成団体と通信訓練を実施しています。